

**TOKYO PRO-BOND Market 上場債券の  
指定振替機関の振替業等における取扱いに係る規則改正について**

2015年9月9日  
株式会社東京証券取引所

## I. 趣旨

当取引所は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正を行い、当取引所が定める日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、当取引所が、特定投資家等以外の投資者への譲渡可能性を可及的に排除し、かかる制度趣旨の実現に資する観点から、本市場の上場債券について、証券決済機関等での取扱いを義務づけることで、本市場の上場債券が特定投資家等以外の投資者に譲渡されることを抑制・排除する蓋然性を高めるものです。

改正の概要は下記のとおりです。

## 記

### II. 改正概要

(備 考)

#### 1. 指定振替機関の振替業等の取扱い

##### (1) 重要な発行者等の情報の開示

- 上場債券の発行者等は、上場債券が指定振替機関の振替業等（指定振替機関の振替業又は外国の法令に準拠して外国において振替業若しくは債券の保管及び振替に関する業務を行う者のこれらの業務をいう。以下同じ。）における取扱いの対象となる事実が発生した場合には、直ちにその内容を開示することとします。

- 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）第215条第2号e

##### (2) その他の義務

- 上場債券は、指定振替機関の振替業等における取扱いの対象でなければならないこととします。

- 特例第219条の2

##### (3) 上場廃止

- 上場債券が指定振替機関の振替業等における取扱いの対象とならないこととなった場合、当取引所は、当該債券の上場を廃止するものとします。

- 特例第222条第2項第5号、特定上場有価証券に関

- ・ この場合における上場廃止日は、当取引所がその都度定める日とします。

する有価証券上場規程の特例の施行規則第215条第1号

## 2. その他

- ・ その他所要の改正を行うものとします。

## III. 施行日

平成27年9月11日から施行します。

以上